

A2 労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。  
なお、平成19年4月1日から石綿（アスベスト）健康被害救済のための一般  
拠出金が増えられました。

[解説]

(1) 労働保険料

労働保険料は、事業主である医師が従業員に支払う賃金の総額に保険料  
率を乗じて算定します。

労働保険料＝賃金総額×保険料率（労災保険料率＋雇用保険料率）

（注）診療所の場合、労災保険料率3/1000、雇用保険料率13.5/1000  
となります。 （平成24年4月現在）

（例）従業員を5名雇い、1か月の給与総額を100万円、年額1,200万円  
とした場合、事業主である医師及び従業員が負担する金額は、以下  
のようになります。

- ・事業主：  $1,200\text{万円} \times (3/1,000 + 8.5/1,000) = 138,000\text{円}$
- ・従業員：  $1,200\text{万円} \times 5/1,000 = 60,000\text{円}$ （給与より天引き）

(2) 賃金の総額とは

賃金総額とは、その事業に使用するすべての従業員に支払う賃金の総額  
をいいます。

賃金とは、賃金・給料・手当（交通費、住宅手当など）・賞与と名称が  
何であれ、事業主である医師が、従業員に労働の対価として支払うものを  
いいます。見舞金のように恩恵的なものは含みません。退職金も賃金には  
含まれません。

(3) 石綿（アスベスト）健康被害救済のための一般拠出金とは

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設・設備・機材  
等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたって  
は、アスベストの製造販売等を行ってきた事業者のみならず、全ての労災  
保険適用事業場の事業主が一般拠出金を負担することとなっています。（労  
働保険事務組合に特別加入した事業主と雇用保険のみ適用の事業主は、適  
用対象外となっています。）

一般拠出金率は、0.05/1000となっています。

（例）従業員を5名雇い、1か月の給与総額を100万円、年額1,200万円  
とした場合、以下のようになります。

事業主負担  $1,200\text{万円} \times 0.05/1,000 = 600\text{円}$